

# 第7回 文教厚生常任委員会

開催日 令和5年6月8日（木曜日）

開催場所 粕屋町役場 3F 32会議室

開催時間 9:28～12:18

議員 井上委員長・本田委員・久我委員・田川委員  
福永委員・古家委員・小池議長

事務局 松永係長

出席者

担当課 西村教育長 ※冒頭挨拶のみ  
教育委員会事務局（堺次長）  
学校教育課（柴田主幹・有得指導主事・松山主査）  
社会教育課（臼井課長・西垣主幹）  
住民福祉部（神近部長）  
総合窓口課（大内田課長・永田主幹）  
健康づくり課（石川課長・渡辺主幹）  
子ども未来課（渡辺課長・山田主幹・嘉川主任主事）

欠席者

宮崎副委員長

審査事項

付議事項

1) 議案第55号「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」  
青木政広氏が令和5年9月21日をもって任期満了により退職されることに伴い、その後任として安河内哲也氏の任命同意が求められた。  
全員賛成にて同意すべきと決した。

2) 議案第56号「粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

本議案は、厚生労働省令第175号の一部を改正する省令が、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、同省令の規定に係る条文について整備する必要があるため、所要の改正を行うもの。

審査

・バスの送迎について

⇒粕屋町では現在送迎はしていない。児童福祉法の改正に伴い、安全確保のために改正され、またこれから民間になった時の対応で速やかに対応できる。

・民間委託の考えは

⇒今のところはない。拡張は検討している。

## 審査事項

・支援員の資格は

⇒40人の教室では資格を持っている支援員は一人は必要。  
審査の結果、原案通り全員賛成で可決すべきと決した。

### 3) 議案第39号「専決処分の承認を求めることについて」

地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、負担の適正化を図るため、賦課限度額及び軽減判定所得の算定方法の見直しを行ったもの。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、令和5年3月31日に専決処分が行われた。

よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会に承認を求められたもの。

審査

・国民健康保険税の賦課限度額引き上げが、今後の国民健康保険税額に影響を与えることはあるのか。

⇒賦課限度額対象世帯も減少しているため影響はあまりないと思われるが、被保険者自体も減少しているので、今後どの程度保険税に影響があるかは、課税対象の年度の所得によっても変わるので、一概には比較できない。

・3月末は年度末だが、なぜ7月に保険証がかわるのか。

⇒所得が判明するのが毎年6月で、その後本算定を行い、8月から使用できる新しい保険証を7月に発送しているため。

審査の結果、原案どおり全員賛成で承認すべきことと決した。

### 4) 議案第57号「粕屋町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行されたことにより、子ども・子育て支援法に条項ずれが生じたため、所要の整備を行ったもの。

審査

・子ども家庭庁関連の担当所管は。

⇒実施は各課またがっているが、議案第57、58、59号については子ども未来課である。

審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した。

### 5) 議案第58号「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等が施行され、基準省令が改正されたことに伴い、関係する条文について整備する必要があるため、所要の改正を行ったもの。

審査

・保育所等と児童発達支援施設などが併設されたケースなどで、職員が一定基準の下で兼務できるようになったとの理解でよいか。⇒一体支援(インクルーシブ保育)を行うため配置基準を満たせば兼務可能となった。

審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した。

6) 議案第 59 号「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令が公布されたことに伴い、関係する条文について整備する必要があるため、所要の改正を行ったもの。

審査

・主な改正内容に「民法における懲戒権に関する規定が削除された」とあるが補足説明を。

⇒児童福祉法に変更があったため、条例 26 条(懲戒に係る権限の濫用禁止)を削除した。

審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した。

報告事項

審査事項

1) 学校教育課からの報告

①「ぼると」の概要について

教育相談室(6 畳とサポートルーム 10 畳)

相談室は小中学生に悩みを聞く場所で、サポートルームは教室に入れない、学校に行けない子どもたちのための場所である。

学校に申請すると出席扱いになる。

9時から4時まで空いており、SSW 1 名と相談員 1 名が対応している。これまで 130 件の相談・2428 名の来館者がある。

質問

・「ぼると」の意味は。

⇒フランス語でいつでも入っていい出入口という意味

・場所のスペースは足りているか。

⇒足りている。足りなくなれば子ども館のスペースがある。

・人的配置や体制は十分か。

⇒SSW は常勤で日によっては家庭訪問をしていることがある。

相談者が増え対応できない時は学校教育課の職員も応援に行くことができる。相談員は男女 1 名ずつとしている。

②阿恵遺跡の現地説明会について

九大農場の農学部事務所棟があったあたりに飛鳥時代から奈良時代にあった古代建物跡を確認した。阿恵遺跡調査指導委員会で検討した結果、阿恵遺跡に関連するものと判断された。役所の全体像を把握するうえで重要な遺跡となっている。

## 審査事項

8月中に現地説明会を行う予定。

### 質問

- ・国指定になると将来はどのようになるのか。  
⇒町の土地ではないので 只今協議中で、まだどうなるのかわからない。遺跡を囲むようなことは難しいのでないかと思う。
- ・農地には、もう遺跡はないのか。  
⇒敷地の中では調査済みなので、新たなものが見つかる可能性は低い。

### 2) 健康づくり課からの報告

#### 新型コロナウイルスワクチン接種事業の今後の予定について

令和5年度ワクチン接種事業は特例臨時接種という形で令和6年3月末まで継続される。小児・乳幼児も令和5年8月末まで、接種が継続される。

対象者は5歳以上のすべての方9月以降の秋冬に1回で、医療従事者等や重傷者リスクの高い方は春夏接種もあり、トータル2回となる。使用ワクチンは、オミクロン株対応の二価ワクチンを使用。

基礎疾患のある方や65歳以上は接種努力義務がある。

集団接種は行わない個別接種で行う。

### 質問

- ・病院が取り扱うワクチンの量は。  
⇒病院の診察の合間や曜日を指定するなど臨機応変に対応している。ワクチンは病院へ直送されている。
- ・ワクチンニュースがないのでよく伝わってないが、発行するのか  
⇒4月の広報で知らせている。区長会でも説明している。

### 3) 子ども未来課からの報告

#### ①町立幼稚園・保育所未来プロジェクトの報告について

5月18日に学識経験者を含め、あり方検討会議を行い素案を作成した。

結論 公立幼稚園の中央幼稚園、仲原幼稚園の2園は閉園。老朽化した仲原保育所は小規模化するか財源があれば、建替えを行う。

#### 今後のスケジュールについて

報告について不十分な面もあり、早い時期に再度説明する時間を設ける。

#### ②町立保育所給食における主食（ご飯）の提供開始について

中央保育所内にある給食センターで建替え後、3歳児の保護者よりご飯提供の要望があり、3歳児以上の子どもたちに対して9月1日より行う。給食費は月額5500円と設定している。

#### ③町立中央保育所視察 本日13時玄関前

ヘルメット着用のこと、凶面を見ながらの説明を行う。

<b>審査事項</b>	<p>その他</p> <p>1) 閉会中の特定事件調査について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 町立幼稚園・保育所の施設及び管理運営に関する事</li><li>② 町立小学校・中学校の施設及び管理運営に関する事</li><li>④ 新型コロナウイルス感染対策に関する事</li><li>⑤ 民生委員、児童委員協議会の全般に関する事</li><li>⑥ 行政視察に関する事</li><li>⑦ 災害時緊急に協議が必要になった事案に関する事</li><li>⑧ 不登校について</li><li>⑨ 専決処分について</li></ul> <p>2) 7月3日(月) 次回文教厚生常任委員会 9:30～</p>
-------------	---